

美術科教育学会通信

No.81

www.artedu.jp

2012年10月15日発行

主な内容

- 代表理事巻頭言 ●第35回島根大会案内 ●理事会報告 ●規則改正等 ●研究ノート「映像メディアによる表現」の教育的効果に関する研究」「出来事への眼差し」 ●教育実践報告「『ものづくり、まちづくり、ひとづくり』を標榜して」「『探究の楽しさ』が駆動する学びと授業づくり」 ●新刊紹介 ●本部事務局より

巻頭言

Message from the President

美術教育と「言語活動の充実」

代表理事 金子一夫（茨城大学）



Photo by (c)Tomo.Yun http://www.yunphoto.net

1 表現主題の言語化

学習指導要領に「言語活動の充実」が記載されたためであろうが、美術教育における言語活動についての研究や報告がなされるようになった。友人と感想を言い合うとかの指導にしても、言語活動の本質についての考察は、予想以上に美術教育の様々な可能性を開いてくれるように思う。

私の場合は、三浦つとむや吉本隆明の言語表現論が私の美術論や美術教育論に大きな位置を占めている。三浦つとむの想像的自己(分裂)という考えは、特に児童画の視点を考えるのに参考になった。また吉本の『言語とつと美とは何か』は、私の美術論はもとより美的現象論の基本となっている。言語表現が指示表出と自己表出との重なりであるという考えは、美術表現に関しても言え、様々な難問を克服できた記憶がある。例えば、表現主題指導に関する論稿、「表現主題を感情と像の言葉で分析・構成する美術教育方法論」（『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』第59号、2010年）は、吉本の所論が基礎になっている。2011年の学会通信第76号で触れた韓国造形教育学会での発表は、これを改訂したものである（「美術教育方法論としての表現主題の言語化」）。もちろん、三浦と吉本を私が誤読している可能性もあり、他の人が読めば別の評価や展開があるであろう。

紀要論文の概要を紹介する。美的体験は像(イメージ)＋感動の意識であり、美は感情的イメージ(感情像)である。美的表現は感情像の喚起であり、対象指示と自己表出の構成からなる。特に感情的要素がないと美的にならない。表現主題も感情と像の入り混じったもの、つまり美的体験の構成要素と同じであるので、表現主題は予行的な美的体験と言える。そして、表現主題の構成要素が感情像＝感情＋像であるので、表現主題は感情語＋指示語の二要素で近似的に表現できる。であるから、例えば単なる「朝」よりは「寒い・朝」の方が表現主題になっている。もちろん、言語化された表現主題は言葉でしかない。表現主題そのものはその言葉が指示する先にあ

る。表現主題とは逆方向の言葉から感情像へとなるが、CFのキャッチフレーズも「おいしい・お茶」「美味しい・牛乳」「午後の・紅茶」のように同種の構造になる。鑑賞における美的体験も、像と感情の絡み合いとして解明していくことができるであろう。基幹部を簡単に紹介すれば、以上である。

そこで問題として残ったのは、「午後の・紅茶」のように、像的な言葉・意味が感情を喚起する事態である。以下に像的な言葉や意味内容が感情を喚起する事態をいくつか考えてみたい。

2 一遍「となうれば仏もわれもなかりけり」

「一遍上人語録」に次のような一節がある。宝満寺にて、由良の法燈国師に参禅し給ひけるに、国師、念起即覚の話を挙(こ)せられければ、上人かく読みて呈したまひける

となうれば仏もわれもなかりけり 南無阿弥陀仏の声ばかりして

国師、此歌を聞きて「未徹在」とのたまひければ、上人またかくよみて呈しけるに、国師、手中薬籠を附属して印可の信を表したまふとなん

となうれば仏もわれもなかりけり 南無阿弥陀仏なむあみだ仏

（『仮名法語集 岩波古典文学大系83』（岩波書店、昭和39年、118頁。）

おおよその意味は、一遍上人が由良在住の法燈国師を訪ねて「となうれば仏もわれもなかりけり 南無阿弥陀仏の声ばかりして」と歌を詠んで献上した。そうしたら国師から不徹底だと言われたので、「となうれば仏もわれもなかりけり 南無阿弥陀仏なむあみだ仏」と修正して読んだら合格とされたということである。

不徹底とされた歌の意味は、「南無阿弥陀仏」と唱えると仏と自分の区別が無くなったようだ、その声だけが聞こえている。合格の歌のそれは、「南無阿弥陀仏」と唱えると、仏と自分の区別が無くなったようだ、「南無

阿弥陀仏、なむあみだ仏」ということになる。最後の句の違いが、なぜ合否の違いをもたらしたのか。おそらく、不徹底とされた歌は「その声ばかりして」によって、声がしている状況を認識している自分を囚らずも表現している。合格の歌は、「南無阿弥陀仏、なむあみだ仏」と念仏を記して、自意識が念仏に溶け込んで無くなった無心の状態になっている。「南無阿弥陀仏なむあみだ仏」は意味ではなく、「あーっ」と同じような声あるいは感動詞として機能している。歌としてどちらがよいかはともかく、自他の意識を無くする禪の立場からすると、後者の方が悟りに届いているので、合格になったのであろう。このように一見、像的な言葉であっても感情語として機能する場合もある。

ちなみに法燈国師(ほつとうこくし)は、入宋して無門慧開に師事した禅僧である。師の書『無門関』や金山寺味噌・醤油を日本にもたらした。また、普化宗(ふけしゅう)と言って尺八・虚無僧姿の宗派の開祖とこのことである。虚無僧は昔の時代劇に度々出てきたのであるが、最近のドラマでは見たことがない。

3 鶴田浩二「傷だらけの人生」

事例が古すぎた嫌いもあるので、少しだけ古い事例を挙げる。1970年に発表された鶴田浩二の歌謡曲「傷だらけの人生」(藤田まさと作詞・吉田正作曲)の歌詞内容の非論理性が長年不思議であった。最初の台詞部分を引用してみよう。

古い奴だと思いでしょが、古い奴こそ新しいものを欲しがらるもんでございます。

どこに新しいものがございませう。

生れた土地は荒れ放題、今の世の中、右も左も真っ暗闇じゃござんせんか。

(「スーパーベスト鶴田浩二」ビクターエンタテインメント、2005年、添付の歌詞カードより引用)

自分は古いと思われているであろうが、古い人間ほど新しいものを欲しがらるものだ。新しいものはどこにも見あたらない。今の世の中は真っ暗闇ではないか。以上の論理展開は何とか分かる。しかし「生まれた土地は荒れ放題」の唐突さは理解不能である。続く歌詞・台詞でも似た不整合がある。この不整合さが疑問であった。

しかし、この歌の表現主題は「私は世の中に不満だ」ということではないかと思ったら、長年の疑問が解けた。と同時にプロの作詞家はすごいと思った。つまり、言いようの無い大衆の不満の感情は、論理的言説とは整合しないのである。論理的言説は世界を霧が晴れるように透明なものにする。不満の感情は霧が晴れない状態であるから、論理的言説では表現できない。それこそ、一遍の合格歌のようではなければならないのである。

また、俗っぽい例で恐縮であるが、数年前に流行ったムーディ・勝山の歌「僕は右から左へ受け流す」は、受け流すのが何だかわからない謎の、不完全な言説であるために、強い感情像が生まれる。

対象の明確さ・論理性は自己の明確さ・論理性に連動していて、それだけ感情像からは遠ざかる。既述のように対象の不明確さ・非論理性が、感情像をもたらすことがある。文章における暗喩もその例であろう。美術表現においても、論理的な表現は客観的写実の様式に、非論理的表現はそれ以外の様式になるのかもしれない。

研究論文の論述は、当然、非論理的ではなく、論理的であるべきである。非論理的言説や感情喚起の文言を多用すると対象や論理に霧をかけてしまう。ただ、文体やリズムは、他人に読んでもらうために気にしてほしい。

4 芭蕉「荒海や佐渡によこたふ天河」

勤務する大学で、古今の有名な俳句を数頁の絵本にする実習をさせたことがある。その実践結果の面白さは、一個の論文にしたいくらいである。江戸時代の三大俳人、芭蕉、蕪村、一茶の有名な句は、絵本にする難易度が全然違うことに気付いた。

雀の子	そこのけそこのけ	御馬が通る	一茶
やれ打つな	蠅が手をすり	足をする	一茶
菜の花や	月は東に	日は西に	蕪村
牡丹散て	打ちかさなりぬ	二三片	蕪村
荒海や	佐渡によこたふ	天河	芭蕉
閑かさや	岩にしみ入	蟬の声	芭蕉

(それぞれ岩波文庫『一茶俳句集』『蕪村俳句集』『芭蕉俳句集』より引用)

一茶が一番絵本にし易く、蕪村、芭蕉の順に難しかった。場面転換という観点から、分析してみる。三俳人は以下のような句ばかり詠んだわけではないが、これらの句は各人の特質を表していると言えよう。

一茶の俳句は、意味がわかりやすい分感情がないものの、視覚的遠近の場面転換が明確である。意味としては、子雀よ、そこをどきなさい。向こうから馬がくるよと、命令とその理由説明になっている。場面転換としては、雀の子という近くから馬という遠くへ視線の転換がある。「やれ打つな」の俳句も、意味は命令とその理由説明になっていて、視覚的には「雀の子」の俳句とは逆に近くの人間という距離から、蠅の手足という最近接距離へと場面転換する。絵本には適合している。

蕪村の俳句は、像は強いが場面転換としては弱く、同じ画像内での焦点移動といった具合である。絵画的と言われる所以であろう。優美ではあるが、平板である。絵本にするには明確な場面転換がなさすぎる。

それに対して、芭蕉の俳句は場面転換を超えて対立である。切れ字を付けていきなり主要な像として「荒海」を提示する。次に「佐渡によこたふ」という独得の比喩の言葉で貯めと情感をつくり対照的な像「天河」に着地する。「閑かさや」の俳句も同じような構造になる。美的な言語表現としては前の二人よりずっと高度である。しかし、その高度さから絵本にするのは難しい。

場面転換が美の一形態である以上、美術教育とも無縁ではない。美術教育に絵本や漫画が入ってきているが、それらの何を美術教育内容とするかが曖昧である。絵本、漫画・劇画、映画、演劇、小説、音楽等は、一場面の美はあるにしても、場面転換の美がより本質的である。絵本・漫画教材も一画像の独得の表現よりも場面転換の美を教育内容としなければ、教材としての意義は卑小なものになる。そして、場面転換の美がうまく指導できれば、映画、演劇、さらには言語の美的表現までも美術教育の範疇にできるように思えるのである。

美術教育研究でも、迂遠に見える本質的考察が新たな地平を開いていくように思える。

第35回美術科教育学会 島根大会（第二次案内）

実行委員長 佐々有生（島根大学）

第35回美術科教育学会島根大会は2013年3月28日（木）、29日（金）の両日、島根大学松江キャンパスにおいて開催いたします。

【島根大会の概要】

- 主催：美術科教育学会
- 後援（予定）：島根県教育委員会
- 会期：2013年3月28日（木）、29日（金）
- 会場：島根大学教育学部
- 大会テーマ

「神々の国、しまねで美術教育の理論と実践を結ぶ」
縁結びの地、しまねにおいて多くの美術教育の理論と実践が結びつく交流ができたかと考えております。歴史・文化の豊かな島根にたくさんの会員が参集され、この地を堪能されて帰られることを期待しております。

■日程（予定）

3月27日（水）理事会等

10:00～14:00：学会誌編集委員会
14:30～18:00：理事会

3月28日（木）大会第1日

9:00～9:30：受付
9:30～11:45：研究発表I
13:00～13:55：開会行事・総会
14:05～15:35：研究部会A
15:45～17:25：研究発表II
19:00～21:00：懇親会（松江東急イン）

3月29日（金）大会第2日

8:30～9:00：受付
9:00～11:50：研究発表III
13:00～14:30：研究部会B
14:40～16:20：研究発表IV

■研究発表申込

別紙「第35回美術科教育学会島根大会研究発表の申込について」をご参照の上、12月14日（金）までに申し込んでください。

■研究部会での発表

代表者がとりまとめの上、12月14日（金）までに大会事務局へ申し込んでください。



宍道湖に沈む夕日と島根県立美術館
http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sam/ja/photo_album.html

■移動手段

◇自動車を利用

＜岡山より東からの場合＞ 中国自動車道（落合JCT）→米子自動車道（米子JCT）→山陰自動車道（安来道路）→山陰自動車道（無料区間）→松江中央ランプ

＜広島より西からの場合＞ 中国自動車道（三次IC）→国道54号線→山陰自動車道（三刀屋木次IC）→松江中央ランプ

◇航空機を利用

※松江駅から空港に向かうバスの松江駅出発時間は、飛行機出発時間の80分前（出雲空港、米子空港とも）です。

JALをご利用の場合 （出雲空港利用）		ANAをご利用の場合 （米子空港利用）	
東京（羽田） ⇔出雲空港	約1時間 25分	東京（羽田） ⇔米子空港	約1時間15分
大阪（伊丹） ⇔出雲空港	約1時間	名古屋 ⇔米子空港	約1時間5分
福岡 ⇔出雲空港	約1時間5分		
※出雲空港連絡バスで 松江駅まで約30分		※米子空港連絡バスで 松江駅まで約45分	

◇列車（JR）を利用

東京⇔松江 （約6時間）	大阪⇔松江 （約3時間20分）	福岡⇔松江 （約4時間30分）
東京→岡山 ・・・新幹線 岡山→松江 ・・・JR伯備線	大阪→岡山 ・・・新幹線 岡山→松江 ・・・JR伯備線	福岡→岡山 ・・・新幹線 岡山→松江 ・・・JR伯備線

◆JR松江駅から島根大学までの経路

○松江市営バス

北循環線内回り 島根大学前下車・・・所要時間約15分
 大学・川津行 島根大学前下車・・・所要時間約20分
 ※他に「平成ニュータウン」「あじさい団地」「東高校」などもあります。

○一畑（いちばた）バス

美保関（みほのせき）ターミナル行 島根大学前下車
 ……所要時間約20分
 マリンゲート行 島根大学前下車・・・所要時間約20分

○タクシー ……所要時間約10分



■宿泊先の紹介

宿泊については各自で予約してください。代表的なビジネスホテル、ホテルは以下の通りです。宿泊プラン等については宿泊施設へ問い合わせてください。

	名称	立地条件	会場（大学）までのアクセス
松江駅周辺	松江東急イン	駅前徒歩5分	松江駅よりバスで15～20分
	グリーンリッチホテル松江駅前	駅前徒歩5分	
	松江アーバンホテル	駅前徒歩5分	
	ホテル・アルファワン	駅前徒歩5分	
	松江駅前ユニバーサルホテル	駅前徒歩5分	
	東横イン松江駅前	駅前徒歩5分	
	ドミーインEXPRESS松江	駅前徒歩5分	
宍道湖近く 宍道湖温泉	松江ニューアーバンホテル 本館・別館	駅前徒歩20分 宍道湖岸	タクシーで10分 大学行きのバス停まで徒歩10分
	ホテル一畑	駅よりタクシー10分 宍道湖岸	タクシーで10分 大学行きのバス停まで徒歩15分
松江城周辺	サンラポーむらくも	駅よりバス10分	大学行きのバス停まで徒歩1分 バスで10分
玉造温泉	温泉旅館が多数あります。	駅よりタクシー25分	タクシーで40分



問い合わせ先：大会運営事務局

実行副委員長 川路 澄人

〒690-8504 島根県松江市西川津町1060

島根大学教育学部 初等教育開発講座

TEL&FAX 0852-32-6368

E-Mail kawaji@edu.shimane-u.ac.jp

2012年度第1回理事会報告

本部事務局 石崎和宏（筑波大学）

2012年度第1回理事会は、2012年9月1日(土)午後1時から明治学院大学白金キャンパス本館9階92会議室にて開催された。最初に金子代表理事の挨拶があり、続いて新井副代表理事を議長として議事が進められた。なお、出席した理事等は16名、他に5名から委任状の提出があり、理事会成立条件が満たされていた。閉会は午後5時30分であった。

【報告事項】

I 総務部関連

1.会費納入状況について

新井副代表理事より、8月24日(金)現在で2012年度までの学会費が納入されている正会員は273名(51.4%)であることが報告された。会員には7月31日(火)までの納入をお願いしていたが、引き続き早期納入をお願いすることとした。

2.会費減額措置の申請状況について

新井副代表理事より、今年度より大学院生に対する減額措置が施行され、11人の減額申請があり全員許可されたことが報告された。

3.学会通信について

直江理事より、10月に発行予定の学会通信81号の内容と執筆者一覧が示され、現在編集作業を進めていることが報告された。また、学会通信82号については2013年2月に発行予定であり、島根大会の内容を中心として編集されることが説明された。

4.学会Webサイトの管理・運営について

大泉理事より、学会Webサイトにアップロードできる研究情報内容と、そのアップロード作業の手順について説明があり、その手順で今後対応することが報告された。

また、山木理事より、学会Webサイトで学会の趣旨や歴史の概略を英文で表記して、海外に向けた発信を工夫してはどうかという提案があった。

5.その他

金子代表理事から、教育学関連学会連絡協議会(仮称)結成準備会が10月8日(月)に東京大学で開催予定であることが説明され、本学会から増田理事が参加することになったことが報告された。なお、協議会についての報告は3月の理事会で行うこととした。



II 研究部関連

1. 『美術教育学』第34号投稿状況および査読者承引状況

赤木学会誌編集委員長より、8月31日(金)現在での投稿予定数が64編であることが報告され、査読委員の候補者と査読の委嘱について説明があった。

2. 学会誌34号掲載レビュー論文について

赤木学会誌編集委員長より、学会誌第32号と第33号の2年分72編の論文についてのレビュー論文は研究分野ごとに7名に依頼し、それらのレビュー論文を学会誌第34号に掲載する予定であることが説明された。

III 事業部関連

1. 地区会について

永守理事より、「[絵画・以降]の時代に構想する絵画教育:そのビジョンとカリキュラム」(仮題)を12月22日(土)に行う予定であることが説明された。

2. 韓国造形教育学会との連携について

金子代表理事より、韓国造形教育学会の大会日程は未定であり、こちらに連絡があり次第案内し、交流の促進に努めたいとの説明があった。また、宮脇理事より、学会の外国との交流での工夫について意見が出され、学生の共同討論会等の例が紹介された。

IV その他

1. 役員選挙について

水島選挙管理委員長より、被選挙人名簿搭載辞退が4名からあったことが説明された。また、選挙管理委員5名と立会人1人が決定したと報告された。さらに、選挙日程について、投票締切が10月31日(水)(当日消印有効)、開票日が11月11日(日)であることが示された。

なお、新井副代表理事より、選挙にかかる当初予算に返信用郵送費などが含まれていなかったため、それらを含めた追加予算について説明がされた。

2. 教員公募について

本部事務局に寄せられた名古屋芸術大学の教員公募情報が紹介された。

【審議事項】

I 総務部関連

1. 新入会員及び退会者の承認について

今年3月の理事会以降、8月27日(月)までに受理された入会申込者17名(再入会者2名を含む)の入会申込書が回覧され、審議の結果、入会が承認された。なお、入会申込者は学会費の納入後に正式に会員としての権利が行使できることとなっている。続いて退会申込者及び2年間会費未納の会員について審議され、退会が承認された。

2. 諸規定の整備について

(1)大会規程案について(継続審議分)

前回理事会で継続審議となっていた「美術科教育学会大会規程」(案)について、新井副代表理事より、修正箇所を中心に説明があり、審議の結果、若干の修正を加え承認された。

(2)研究発表規則案(継続審議分)

前回理事会で継続審議となっていた「美術科教育学会大会発表規則」(案)について、新井副代表理事より、修正箇所を中心に説明があり、審議の結果、若干の修正を加えて承認された。

(3)著作権規定案について(継続審議分)

前回の理事会で継続審議となっていた「美術科教育学会著作権規程」(案)について、金子代表理事より、規程案を検討する委員会をつくることが提案され、審議の結果、承認された。また、委員に永守理事(委員長)、上山理事、安東恭一郎会員に依頼することが提案され、承認された。なお、規程案は次回理事会で提案し、審議することとした。

3. その他

(1)第36回大会の会場大学について

金子代表理事より、第36回大会を奈良教育大学で2014年3月27日～29日に開催することが提案され、審議の結果、承認された。

II 研究部関連

1. 学会誌第34号の査読体制について

赤木学会誌編集委員長より、今後のスケジュールについて説明があり、9月4日査読依頼、10月1日までに査読終了、11月末までに掲載の可否決定、12月に最終原稿入稿、3月初旬までに最終校チェック等が示された。また、最終原稿は今回からEメールの添付ファイルで提出

すること、校正での形式面のチェックは外部委託することが説明された。さらに、「査読における留意事項および『査読結果報告書』作成・送付要領」について説明があり、査読の各評定における原稿修正の程度、査読報告書の提出方法、修正確認の方法に関する提案が示された。審議の結果、査読の各評定における原稿修正の程度については一部修正され、査読報告書の提出方法については従来通りとし、修正確認の方法については提案が承認された。なお、学会誌第34号のレイアウトについて一部変更することが説明され、了承された。

2. レビュー論文についての提案

赤木学会誌編集委員長より、学会誌第24号より掲載が始まったレビュー論文について、第34号掲載レビュー論文をもって終了とすることが提案された。理由として、若手・中堅研究者に担いきれない状況があることや学会誌編集委員会の業務増加等が説明され、今後各部会などでレビュー作業を行い、学会誌で掲載する可能性も模索することが示され、審議の結果、承認された。

3. 『美術教育学』賞選考委員会について

(1) 『美術教育学』賞選考委員長および委員の選出

赤木学会誌編集委員長より、『美術教育学』賞選考委員長に山田理事、委員に佐藤理事と長田理事が推薦され、審議の結果、了承された。なお他の2名の委員については会員に依頼することとし、委員長に一任された。

(2) 『美術教育学』賞選考日程

赤木学会誌編集委員長より、三段階の選考プロセスが説明され、了承された。

4. その他

(1) 韓国造形教育学会との提携論文の投稿希望者について

赤木学会誌編集委員長より、提携論文への投稿について誤解が生じないように対処するために「学会誌投稿規則」の第五章を修正したい旨の説明があり、審議の結果、了承され、修正案を次回理事会で審議することとした。

(2) 学会誌のバックナンバーの取り扱いについて

金子代表理事より、バックナンバーのセット販売は欠号があるためできないので、大会での無料配布などの有効活用を考えていく旨の説明があり、了承された。なお、国会図書館への学会誌発送は本部事務局から行い、

国立情報学研究所(CiNii用)への学会誌発送は学会誌編集委員長から行うことが確認された。

III 事業部関連

1. 三学会連携事業の取り扱いについて

新井副表理事より、三学会連携事業として『美術教育ハンドブック』(仮称)の作成案が検討されていることが説明され、役員改選後も継続して進めていくことが提案され、了承された。

IV その他

1. 研究部会の継続申請

長田理事より、「拡張された<美術/教育>の基本構造と可能性を考えるための部会」(略称: 現代<A/E>部会)の継続申請について説明があり、了承された。

2. 島根大会の実施計画案について

金子代表理事より、2012年3月の第35回大会の開催を島根大学で引き受けていただいたことが説明され、川路大会実行副委員長が紹介された。続いて、川路大会実行副委員長より、島根大会実施計画案が示され、2012年3月27日(水)理事会、28日(木)研究発表・総会、29日(金)研究発表の日程で、島根大学教育学部を会場に「神々の国、しまねで美術教育の理論と実践を結ぶ」を大会テーマとして開催する旨の説明があり、了承された。



規則改正等

本部事務局 新井哲夫（明治学院大学）

9月1日（土）に開催された2012年度第1回理事会において、本部事務局より提案した「大会規程」と「大会発表規則」の2件の規約制定が承認されましたので、以下に報告します。

「大会規程」は、毎年3月下旬に開催されている大会に関する事項を明文化したものです。これまでは、前の運営事務局から次の運営事務局へ関係書類等を引き継ぐ形で、大会開催に関わる諸々の情報の伝達が行われてきました。そのため、特に細かい事項等について必要かつ十分な情報伝達を行えず、次の大会運営事務局が明確な見通しをもって準備に取り組みにくい面がありました。

そこで、新たに大会を引き受けた運営事務局が、事前準備の段階から大会当日の運営及び終了後の収支報告まで、全体を展望しながら業務を遂行できるよう、必要な事項を明文化することにした次第です。合わせて、大会の最も重要な行事である研究発表についても、「大会発表規則」を設け、口頭発表に関わる事項を明文化しました。今後の大会運営及び研究発表に際して、活用していただければ幸いです。

以下に、二つの規約の全文を掲載します。

美術科教育学会大会規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、美術科教育学会（以下、本学会という。）細則第6条に定める大会の開催及び運営について定める。

（定義）

第2条 大会は、美術教育の学術振興に資することを目的として、会員が学術的研究の成果を発表し、研究協議を行う、本学会が主催する研究大会である。

（名称）

第3条 大会の名称は「美術科教育学会大会」とする。1979年に開催された大学美術教科教育研究会を第1回とし、年次毎に回数を加える。各大会の名称は回数及び開催地名を付して「第〇〇回美術科教育学会〇〇大会」とする。

第2章 大会の開催

（開催の周期及び時期）

第4条 大会は、当分の間、年1回の開催とする。

2 大会の開催時期は、原則として毎年3月下旬とする。但し、特別な事情がある場合には、理事会の議を経て、開催時期を変更することができる。

(開催地及び開催校)

第5条 大会開催地は、原則として、日本を概略東と西に分け、それらの中で交互に開催されるように選定する。

- 2 大会開催校は概ね2年先まで選定を行い、開催校の了承を得た上で、理事会にて決定する。
- 3 開催地及び開催校の非公式な選定作業は、理事会の承認に基づき、本部事務局が行う。

第3章 大会の運営

(運営組織)

第6条 大会の企画・運営は、細則第7条から第9条に定める大会運営事務局（以下、運営事務局という。）が行う。

2 運営事務局には、大会実行委員長（以下、委員長という。）、同副委員長（以下、副委員長という。）、会計、監事等の役員を置く。

- 3 正副委員長以外の運営事務局の役員は、委員長が委嘱する。
- 4 委員長は、必要に応じて、第2項に定める役員の他に、アルバイトを雇用することができる。
- 5 委員長が理事でない場合は、その職にある間に開催される理事会にオブザーバーとして出席する。
- 6 役員等の任期は、大会の後処理が完了した時をもって終了する。

(運営事務局の業務)

第7条 運営事務局は、大会を運営するために以下の事項を実施する。

- (1) 大会の期日の決定及び会場の確保
- (2) 大会補助費、参加費等の振り込みのための振替口座等の開設
- (3) 大会全体の企画とスケジュールの決定
- (4) 大会収支見込の作成
- (5) 発表プログラムの作成
- (6) 概要集の編集・発行
- (7) 会員の情報交換の場の設定
- (8) 大会報告及び収支報告の作成
- (9) その他、理事会が必要と認めたもの

第4章 大会の日程及び行事

(日程)

第8条 大会日程は大会運営事務局が本部事務局との協議のもとに定め、理事会の承認を得る。

(大会行事)

第9条 大会開催期間中又は前日に、原則として、以下の各項に掲げる行事を実施する。

- (1) 本学会会員（以下、会員という。）による学術研究の発表会及び会員の情報交換の場
- (2) 会則第16条に定める総会
- (3) 会則第17条に定める理事会
- (4) 会則第21条に定める学会誌編集委員会
- (5) 細則第26条に定める『美術教育学』賞の授与式
- (6) 細則第15条から第19条に定める研究部会
- (7) その他、理事会が必要と認めたもの

第5章 参加者及び発表者等

(参加者及び発表者)

第10条 大会には本大会の目的を理解し、所定の手続きを経たすべての者が参加できる。

2 研究発表者は、当該年度までの会費を納入した会員に限る。但し、共同研究の場合は、筆頭者以外は会員資格を問わないが、その際会員でない者が発表者の半数を超えないものとする。

(参加費等)

第11条 大会に参加する者は、原則として、会員・非会員を問わず参加費等を支払わなければならない。但し、招待されて参加する者は、参加費等の支払いを免除される。

2 参加費等は、当面以下の金額を基準として設定する。

(1) 事前申込み

正会員 ¥4,500 / 学生(正会員を含む) ¥2,500 / 学生以外の非会員 ¥5,500

(2) 当日申込み

正会員 ¥5,000 / 学生(正会員を含む) ¥3,000 / 学生以外の非会員 ¥6,000

(3) 口頭発表概要集のみの購入

一律 ¥2,000

3 大会開催の関連業務を補助させる目的で臨時に雇用した者は、当該大会の参加者とは見なさない。

4 第9条第7号による行事への参加者は、別途設定された登録料等を支払うことにより、参加費を免除されることがある。

第6章 大会の案内

(開催案内)

第12条 運営事務局は、以下の各号により大会の開催を告知する。

(1) 大会開催前年の6月発行の学会通信に、大会の会場・期日等の概要を、第一次案内として掲載する。

(2) 大会開催前年の8月末または9月初めに開催される理事会に出席し、大会開催企画案を提案し、承認を得る。

(3) 大会開催の前年10月に発行される学会通信に、大会テーマ、日程(予定)、研究発表申込み方法・期限、交通案内、宿泊先案内等を骨子とする第2次案内を掲載する。

(4) 大会開催の年の2月に発行される学会通信に、会期、会場、大会テーマ、日程、主な内容、参加申込み方法、交通案内、宿泊先案内、研究発表等のプログラムを骨子とする最終案内を掲載する。

2 学会通信の案内に合わせ、学会公式サイト「大会のお知らせ」において広報する。

第7章 大会の収支

(大会開催費)

第13条 大会の準備及び開催により発生した費用は、すべて以下の各号のいずれかで支払う。

(1) 本学会の一般会計、支出の部に予算として計上した大会補助費

(2) 参加者が支払う大会参加費、その他の実費の収入合計額

(3) 大会開催を交付対象として申請し、獲得した補助金、賛助金等

2 参加者が支払う大会参加費、その他の実費の金額は、原則として理事会の承認を経て決定する。

3 前項の金額が、前年度と同額である場合には、前項の承認が得られているものと見なす。

(収支の取扱い)

第14条 大会収支は、本学会一般会計とは別に会計処理を行い、その責任者は委員長とする。

第15条 大会収支が正の金額である場合は、その正の収支は委員長の責任において処置する。

2 大会収支が負の金額である場合は、原則として、その負の収支は委員長の責任において処置する。但し、この場合、委員長は理事会に対し、関連書類を付して、大会補助費補正予算案（以下、補正予算案という。）を上程することができる。

3 前項但し書きの上程があった場合には、本学会代表理事は速やかに理事会を開催し、当該補正予算案を審議し、その妥当性について議決する。

4 補正予算案は、理事会において修正することができる。

第16条 大会の収支決算は、委員長が理事会に報告し、承認を得る。

第8章 その他

(災害への対応等)

第17条 大会開催中及びその直前において地震等の災害が発生した場合は、代表理事を中心として副代表理事を含む集合可能な理事、委員長（又はこれに代わる者）により実施の可否等について協議し、速やかに対応する。

2 大会の参加費は収益を目的とするものではなく、大会開催を通じて学会活動を支える性格のものである。そのため、災害発生により大会が催されなかった場合や、大会が開催されても参加できなかった場合には、原則として返金を行わず、「研究発表概要集」の送付に止める。

3 但し、その他の実費については、地震等の災害の発生により参加できない場合に限り、7日前までにキャンセルを申し出た者には、振込手数料を除いた額を返金する。

附則

1. 本規程は、理事会の議を経て、改廃することができる。
2. 本規程は2012年9月1日に制定し、同日より施行する。



美術科教育学会大会発表規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、美術科教育学会（以下、本学会という。）細則第6条に定める大会での研究発表について定める。

(定義)

第2条 大会での研究発表は、原則として「口頭発表」とする。

第2章 発表内容・時間・使用言語・機器等

(発表内容)

第3条 発表内容は、美術教育に関する自由論題とし、発表者は直接的、間接的に美術教育に関係していると判断したものを発表することができる。

2 発表内容は、未発表のものとし、本学会大会以前に発表されたものや応募中のものを発表することはできない。

(発表時間)

第4条 口頭発表の発表時間は、1件につき30分（発表20分、質疑応答10分）を標準とする。但し、研究部会の発表時間は90分とする。

(使用言語)

第5条 大会発表の使用言語は、原則として日本語とする。日本語以外で発表する場合は、発表者の責任で日本語の通訳を付ける。

(使用機器)

第6条 発表のための機器及び機材は、会場備え付けの設備とする。それ以外のものは発表者が持参する。

第3章 大会発表申込みの資格及び方法

(発表申込み資格)

第7条 大会発表の申込みは、原則として、本学会会員（以下、会員という。）に限る。但し、共同研究の場合は、筆頭発表者が会員であり、かつ会員でない者が発表者の半数を超えないものとする。

2 大会発表を申し込む会員は、前項のいずれの場合においても、申込みの時点において当該年度までの会費を完納していなければならない。

3 発表申込者の資格は、本部事務局が会費の納入状況をもとに審査する。

(発表申込み件数)

第8条 同一の発表者が、同一の大会で筆頭発表者として申込みする件数は1件までとする。

(発表申込み方法)

第9条 大会発表の申込みは、大会運営事務局が定める方法によって行う。

(発表申込書の形式及び内容)

第10条 発表申込書には、(a)発表者名、(b)所属機関／職名（院生の場合は年次等）、(c)発表題目、(d)連絡先（住所、電子メールアドレス、TEL／FAX）、(e)使用機器、(f)連絡事項欄等を設ける。

(発表申込み期間)

第11条 大会発表の申込み期間は、大会運営事務局の定めるところによる。

第4章 発表申込みの採否の決定及びその後の手続き

(発表申込みの採否の決定)

第12条 理事会及び大会運営事務局は、第3条及び第7条に定めた諸条件に基づき、発表申込書の内容及び会費納入状況等を審査し、大会発表申込みの採否を決定する。

2 大会運営事務局は、採否決定後、速やかにその結果を発表申込者に通知し、採用決定者には、口頭発表概要集（以下、概要集という。）に掲載する発表概要の原稿執筆を依頼する。

(概要集の原稿執筆)

第13条 発表者は、大会運営事務局から指定された期日までに、概要集に掲載する原稿を作成し、提出する。

2 概要集の原稿は、口頭発表概要集執筆要項に基づいて作成する。

(発表申込み内容等の変更の禁止)

第14条 採用決定後の使用言語、発表題目、発表者、使用機器等の変更は、原則として、認めない。やむを得ない理由で変更を希望する場合は、発表者（共同研究では筆頭発表者）が速やかに大会運営事務局に申し出る。

第5章 発表に関する留意事項

(当日の受付)

第15条 発表者は、指示された時間までに会場に到着し、会場受付に到着の旨を報告する。

2 やむを得ない理由で発表を取りやめる場合には、速やかに大会本部事務局に申し出る。

3 事故や災害等により、定刻に会場に到着できない事情が生じた場合は、速やかに大会本部事務局に報告する。

(リハーサル)

第16条 発表者が事前にリハーサルを行う場合は、発表者控え室を利用する。

(発表資料)

第17条 概要集の他に、配布資料がある場合には、発表者の責任で用意し、発表会場に持参する。大会会場での資料の印刷やコピーは受け付けない。

(発表時間の厳守)

第18条 発表は、会場の司会等の指示に従って行い、必ず制限時間内に納める。

第19条 発表時間は、タイムキーパーが計測し、以下の要領で時間の経過を伝える。

(1) 15分経過：チャイムを1回鳴らす。

(2) 20分経過：チャイムを2回鳴らす（口頭発表終了）。

(3) 30分経過：チャイムを3回鳴らす（質疑応答終了）。

第6章 著作権

(著作権の帰属)

第20条 発表概要集に掲載された著作物、電子情報及び電子情報媒体物の著作権は、本学会に帰属する。但し、著作者自らが著作物の全文又は一部を転載、引用、翻案、ネットワーク上での公開などの形で利用することは、原則として妨げない。

2 本学会が著作物を複製、販売する場合は、著作者にその旨を連絡し、必要な場合には協議を行う。

(著作物利用の許諾)

第21条 第三者から、著作物の全文又は一部の複製あるいは転載に関する許諾の申請があった場合には、その利用が不適切とみなされる場合を除き、原則として許諾する。その際、代表理事は、著作者に対して著作物利用の概要を通知する。

(著作権の保護)

第22条 発表内容に引用、転載された著作物の著作権については、発表者が自らの責任において著作権者の許諾を得る等の義務を負う。

附則

1. 本規則は、理事会の議を経て、改廃することができる。
2. 本規則は2012年9月1日に制定し、同日より施行する。
3. 本規則の制定に伴い、美術科教育学会口頭発表規定（2005年3月28日制定）は廃止する。



“映像メディアによる表現”の教育的効果に関する研究～日豪のシネリテラシーを基に～

柳沼宏寿（新潟大学）

1 研究の内容と経緯

美術教育における「映像メディアによる表現」の意義について、現在、先行実践の検証と発表の場の提供という両面から研究を推進している。先行実践としては、まずオーストラリアのニューサウスウェルズ州で取り組まれてきた「シネリテラシー」を取り上げて調査を進めている。また、日本の昭和30年代に展開された「本宮方式映画教室運動」も、「映画」の文化的特性によって教育効果をあげた事例として検証している。さらに、発表の場の提供として、2009年から全国公募により上映会を開催してきた。本研究のうち日豪の比較研究については表題の科研によって推進しており¹⁾、本論では、その概要を紹介したい。

2 オーストラリアにおけるシネリテラシーの取り組みと成果

オーストラリアは200ヶ国以上もの国や民族が集まる多民族国家であり、地域によっては母国語さえ共有困難な理由で深刻な学力不振が問題化している。そのような中、ニューサウスウェルズ州ではPriority Schools Funding Program (PSFP) という制度により経済的支援を必要とする学校へ援助を行っている。そのPSFPが2000年にリテラシーと学習意欲向上を目指す戦略として「シネリテラシー」のプロジェクトを立ち上げた。「シネリテラシー」とは「シネマ」と「リテラシー」からなる造語で、「映画の読み解きと製作を通じた学び」を指す。これまでの12年間で50を超える学校、200人以上の教師がこの取り組みに参加した。この研修内容に関しては日本映画学校校長の千葉茂樹が製作したドキュメンタリー映画『シネリテラシー 映画をつくる子どもたち～オーストラリアの挑戦～』に納められており研修の全体像を知ることができる²⁾。この研修の特徴は行政が運営していることである。この映画では2005年の様子が取り上げられ、小学校から高校までの教師28名の参加による4日間の研修内容と各学校での実践が紹介されているが、教師の研修が現場の実践へつなげられ、その成果が一同に会して共有されている流れは見事である。このプログラムの指導者ジェーン・ミルズ（チャールズシュアート大学、現ニューサウスウェルズ大学）は、シネリテラ

シーの意義について次の三を挙げている。一つ目は、製作過程の読み書きの必要性が生じる場面を通して新しい言葉や自分を主張する方法を学ぶという「読み書き能力」としてのリテラシーの向上である。二つ目に、与えられた役割がコミュニケーションを生じさせ自然に能動的な態度を身につけていること。いわゆるライフスキル（生活能力）の学びである。三つ目に、学校という場において、成績という基準にとらわれることなく自分を表現することのできる場、つまり自分の居場所を回復できたことである。

3 日本における「映像メディアによる表現」

日本の学校教育において「映像メディアによる表現」を検証しようとするならば、美術教育の実践以前に視聴覚教育の系譜に注目すべき知見がある。特に、戦前から戦後にかけて視聴覚教育の理念を支えてきた波多野完治は、デューイのプラグマティズムを再評価しながら民主的教育を視聴覚教育によって具体化しようとした。その視点から映画というメディアは「まるごと」の体験を要求する「芸術品」であり、教科を超えた総合的な意義を捉えていた³⁾。また、成城学園初等学校は昭和21年に『映画科』を特設し、すでにその中で人間形成を目指したカリキュラムを構築していた。その推進者である川上晴男の「視聴覚教育そのものを教育目的とする教育」という提言は⁴⁾、マクルーハンの「メディアはメッセージである」にも重なっており、日本の視聴覚教育が当時から主体性の育成に主眼を置いたメディアリテラシーを展開していたこと、そして人間形成という視点で美術教育の目標と大きく重なっていたことがわかる。

一方、日本の美術教育において「映像メディアによる表現」が平成10年度版中学校美術科と平成11年度版高等学校芸術（美術）に取り上げられてきたが、以来十年以上が経過した現在も「機材・設備」並びに「指導者の経験」が不足している理由で、総体としては活性化に至っていないのが実状と言わざるを得ない。その現状を打開すべく、論者は4年程前から作品発表の場を提供する試みに着手してきた。「シネリテラシーフェスタ」と名付けたこの上映会は、学校の教育活動で製作した映画を

地域の映画館で上映するというものである。全国公募ながら未だ限られた地域の参加に止まっているが、参加した学校の担当者から報告された教育的効果は大きく次の二点にまとめることができる。まず一点目は、映像メディアは絵の具や粘土と同様に表現の媒体であるが、編集作業で子どもたちが自分らの表現を見て歓喜に沸きながら互いの表現を分析し合う様子に見られるように、自己の「意識化」(フレイレ)によって学習意欲を高める「エンパワーメント」の要素があること。二点目に、その製作過程に必要とされる役割によって個々が自己を自覚するという、いわば「社会的自我」(ミード)の獲得があること。この二つは、オーストラリアでの成果と重ねることができる。

4 スクリーン・リテラシーへ

ミルズは、多様な差異とその相互作用を包含しつつ言語を超えた相互理解とビジョンの共有を可能にできていることをシネリテラシーの成果と考えている。このことは、オーストラリアの多文化主義的が1970年代から80年代の民族的多文化主義(マイノリティへの視座)から90年代以降のコスモポリタン多文化主義(脱民族・脱国家、つまり世界を一つの国家を見なす考え方)へ移行している様相と照応することにより貴重なものであることがわかる。

さらにミルズは2001年からのシネリテラシーの活動に関わりながら、オーストラリアという多文化社会における映像メディアの意義を実践的に浮き彫りにした。とりわけオーストラリアの先住民であるアボリジニの文化的研究を通し、「実践的コミュニティ」(レイヴ&ウエンガー)において「リテラシー」は「読み書き」ばかりでなく「話すこと」「歌うこと」「聞くこと」「見ること」「表現すること」に満たされていることの自覚に立つ。そこでミルズが得た重要な視点は、多民族や多文化という異文化間でのリテラシーには、学習が言語に依存しない広い概念が必要であることであり、そのために実践的な文化モデルを構想する。そこでは、「多文化」というよりも「異文化」という空間認識と共に「視覚化されたコミュニケーション」が必要になってくるという。そして、その役割を効果的に果たすことのできるような「スクリーン・リテラシー」からのアプローチを提唱する。ミルズがここで言う「スクリーン」とは、従来の「映画」「テレビ」「コンピュータ」の三つに新たに「携帯電話」が加えられたものである。現在のスマートフォンに見られるように、携帯電話は単なる電話ではなくカメラでもあり、情報収集の拠点でもある。つまり、世界とつながるコミュニケーションの手段であり、ミルズは、この携帯電話というツールは子どもたちが積極的に「参加型文化」に関与するための手段となり得ると考えているのである⁵⁾。

たしかに、携帯電話はデジタルネイティブといわれる世代においては、身近なコミュニケーションツールであり、動画に関してもYou TubeやFacebookなどネット上における交流が日常化しつつある。ただ、そこで重要なのはミルズが言うように、携帯電話を地方と世界を結ぶ「越境的な技術」と捉え、多様化した社会に生きる若者の「視野を広げる」ための手段という点である。それは例えば、子どもたちが手元のスクリーンを通して他の国の子どもたちと交信し合うような、グローバルな鑑賞の形態につながる意味において魅力的といえよう。

5 これからの展望

今年は、「シネリテラシーフェスタ2012」を11月に新潟(第三回)と福島(第二回)で予定している。また、オーストラリアのバサースト市にあるバサーストハイスクールと大熊町立大熊中学校との映像作品の交流もプロデュースし、現在、大熊中学校でのワークショップも行っている。また、映画と教育の関わりについての歴史的な運動として、昭和30年代に福島県本宮市で展開された「本宮方式映画教室運動」の検証に着手し、今年の6月に本宮市においてフォーラム「本宮方式映画教室運動～青いえんぴつの会がもたらした奇跡～」を開催した。

シネリテラシーに関するこれらの研究を通して浮かび上がってきたのは、「映画」という文化の特性が教育的に重要な作用をもたらしていることである。例えば「映画館」という場所も一つのコミュニティとして社会に登場した歴史を持つが故に、個別・個室化するコミュニケーションに対して社会性を回復する視点をもたらす。そこに、親や教師が参画することによって<学校、親、社会>が子どもの表現を支えるという構図が生まれるのである。時代の流れと共にメディアを媒介とした情報伝達やコミュニケーションは新たな形態へと変化していくが、この構図は子どもの資質を豊かに培うための土壌の基礎として押さえておきたい。

註)

- 1) 「映像メディアによる表現」の教育的効果に関する研究～日豪のシネリテラシーを基に～」平成23年度科学研究費基盤研究(C) 課題番号23531170
- 2) 千葉茂樹脚本・監督DVDビデオ『映画をつくる子どもたち～オーストラリアの挑戦～』市民グループ地球家族の会企画/制作、株式会社 教配、2007
- 3) 波多野完治『テレビ教育の心理学』日本放送教育協会、1963
- 4) 川上晴男『映像教育論』法政大学出版局、1968
- 5) Jane Mills, Expanding Horizons: Screen Literacy and Global Citizenship. English In Australia. Vol45, Issue2

出来事への眼差し —実践者として立ち会う 研究の可能性を求めて—

立川泰史（東京学芸大学附属小金井小学校）



1 はじめに

授業者自身による実践研究が本当に成り立つのかという懸念は、影のごとく、形を変えながら実践研究につきまとう問題です。授業者は、指導観、教材観、子ども観など、授業の骨子と呼ばれる資源の活用と評価を担います。一方、研究者は、研究の倫理に即して問い続けるべき新たな課題を見いだす役割を担わなければなりません。この一人二役は、手際の問題ではなく、研究の内容と方法という基盤に深くかかわる問題だと考えます。私は、こうした問題意識を抱えつつ、多様な実践研究を試みてはきたものの、未だ霧の晴れない中を手探りで進んでいることも確かです。そして、「研究というフィールドに立つことそのものを研究する」という必要に駆られてきました。ここでは、暗中に光を見たとも感じられた質的研究の方法に関する知見を参照しながら、その可能性について今一度問い直してみたいと思います。

2 授業観の問い直し

「教師と子どもが織りなす出来事」といった授業観が言葉になったのは、ごく最近のことかもしれません。それは、自分自身の実践感覚から浮き彫りになったと言うより、むしろ他人の実践を多く見るようになって際立ってきた実感と言えます。教師が想定した授業目標や評価規準という「落とし所」めがけて転がっていく筈だった授業が、子どもの自然な捉えから思わぬ方向へ飛躍することがあります。予め設定されていた評価規準以上の気づきが教室の空気を一変させる状況は、日常よく見かける光景です。しかし、目標とは直接つながらないように見える飛躍をノイズとして捉えてしまえば、潜在する問題の姿を見逃すことになってしまうのではないのでしょうか。授業を、教師が構成する活動として捉える一方で、

表現や鑑賞を契機に経験する出来事として捉えるクールな目も大切ではないかと感じています。

3 質的研究という方法の可能性

では、「教師が目標をもって企てる活動」という授業観から、「教師自身も子どもとともに参加する出来事」という授業観へとパラダイムチェンジしたことで、いったい何が変わるのでしょうか。一番の変化は、教師自身が研究の対象となるということでしょう。実践報告だと、「動機付け」と「目標」を因果関係で結んだ線上に観察できた様相を位置づけるという解釈が採られます。その線上からズレた実態は特殊事例として扱われることもしばしばです。ところが、「出来事」という捉えでは、教師であろうが、研究者であろうが、そこに参加する者たちすべてが事象を解き結ぶ相互作用の編み手と見なされます。教師の言動、子ども間のやり取り、場所や時間といった「今ここ」の資源が、ともに働き合って新しい出来事とつながろうとしているという事態を意味付けていく作業になります。授業という出来事の中で、ごく前に起こっていることや姿がひとつひとつ、「なぜそうしているのか」という対象として照らし出される可能性をもつことが特徴です。もちろん、前者のような実践報告も、研究者というスーパーバイザーを得て、実証データを収集し、提起仮説の演繹的な検証を行えば、研究と呼べるものになるかもしれません。しかし、この旧来の方法では、教師は、研究の「筆者」で在り続け、分析対象としては明示されてこないことになります。対して、「出来事」という捉えの視野では、教師兼研究者である実践者が、事象の構成員として丸裸にされることになります。ここで、「当事者の分析が客観的であるはずがない」といった疑念が生まれてくることも確かです。しかし、題材の目標自体が教師の主観的な期待を含んでいまずし、目標値を規準とした「因果の問い」には、目標値

に関する洞察しか生起しないでしょう。「出来事」の見方では、隠れたまま気づかれていない問題を視覚化する多様な方法から様々な仮説が生起します。簡単ではありませんが、一番重視されるのは、この「問題を可視化する多様・多面的な方法」を採用することで、主観的な解釈を丁寧に排除していくという作業でしょう。一般に、質的研究は「参与観察法」「インタビュー法」「テキスト分析」など複数の方法を駆使して多様なデータを集めます。この複合的アプローチが恣意的な解釈を最小化し、疑いにくさとしての信憑性（trustworthiness）を高める役割を担っていると言われます。こうした研究方法の複合的扱いは、「三角測量」に由来する言葉で「トライアングレーション（triangulation）」と呼ばれていますが、各手続きは必ず再現可能にしておくという倫理を貫く態度と言えます。教室を実験室のように条件統一して行動パターンから得た量的なデータを分析することに困難を覚えていた私は、質的研究の手だてでは遠くない所に射す光のように、大きな可能性を感じました。

4 「研究方法の研究」の実際と困難

（1）参与観察のバリエーションについて

質的研究の方法論を学ぶうち、一番魅力を感じたのはこの参与観察のあり方です。なぜなら、観察者としての参加は一般的に相当の努力とストレスに耐えることが要求されますが、教師としての私は、すでに子どもたちとある程度の信頼関係で結ばれた参与者として違和感ない存在であるからです。もちろん観察者としての立場を銘打つ参与のバリエーションもありますが、潜入レポーターとしてすでに下ごしらえが済んでいると考えれば、実は教師はこれ以上ないフィールドワーカーではないかとも考えられたからです。

（2）対象抽出と普遍化への壁

これまでの実証主義的な研究方法では、できるだけ多くの客観的なデータ集積が第一にされてきました。質的研究では、質への眼差しと重視するのですが、やはりサンプリングの偏りや普遍的な結果の保証という点で批判されることがあります。しかし、実践者は造形的なかわりを通して毎回違った文脈の編み手としてカウントされていますから、研究者として立場をひるがえしたところで、経験した出来事の文脈依存性からは抜け出すことができないでしょう。この問題について、やまだようこは、「モデル構成」という手だてを提案しています。

それは、「特定の現場に根ざすローカリティーをもちながら、他者と共有できるような一般化」を目指すものと述べています。この一見矛盾した機能を果たすモデル化への疑問は、「個々の事象を一般化したり、類型化したりするものさしとなる認識の枠組み」という説明で答えてくれています。サンプリングの問題は、子どもだけでなく、どの出来事を抜き出すかという問題も含んでいます。実際、授業は止まることなく進むので、授業者として予想した姿に運良く出会うというわけでもありません。しかし、研究を目的とした観察者としては、そのズレが「現前に展開する事実を支えているものは何か」を問う仮説生成的な場面として機能するものになります。そんな場面観察を集めたり、会話分析から文脈の関係を見つめたり、子どものテキストを読み込む中から、バラバラだった出来事が類型化されていきます。カテゴリーがすぐラベル化できるわけではありませんが、そこに立ち合った事実と造形活動の特性に関する知見を抛り所に、経験事象を検討していくべきだとも考えます。

（3）専門図式としてのパラダイム

認識の枠組みを転換するというのも、そう簡単なことではありません。事象をカテゴライズしながら隠れていた関係性を見いだすことは考察の第一歩になるのですが、研究の起点に立つ以前に、実践者として教師は、教科教育の専門性をもった視野で解釈できる眼差しをもつという言い方もできるかもしれません。材料の特性や多様な子どもの姿に立ち会ってきた経験値から、出来事の特異性を嗅ぎ分ける鼻の持ち主でもあるでしょう。パラダイムという語を提唱した科学史家のトーマス・クーンは、「専門的判断を安定せしめる共通の基礎（専門図式）」としてこの語を定義していたように、「問題をとくことよりも、それを通して類似的関係を発見すること」に、もう少し自信をもっていいのではないのでしょうか。

5 おわりに

質的心理学など、ナラティブ・ターンという学際的な流れには、まだまだ批判や誤解が多くあります。しかし、授業という出来事への眼差しに、質的研究方法の可能性を問うことは、これまでの検討からも無駄ではないと言えないでしょうか。

〈参考文献〉

やまだようこ編『質的心理学の方法』新曜社、2007

「ものづくり、まちづくり、ひとづくり」を標榜して

森田耕太郎（特定非営利活動法人Arts Planet Plan from IGA代表理事

宝塚大学造形芸術学部教授）

2003年6月9日発行の美術科教育学会通信No.49に設立1年後の本法人の活動報告を掲載して頂いてから10年が経過した。即ち、法人設立から11年目を迎えたことになる今年、また同じ学会通信に本法人の活動を紹介する機会を与えて頂いた。この間、InSEA大阪大会でも、本法人の活動を口頭発表する機会を得ていたので、ご参加頂いた方には途中経過を報告したが、この機会に改めて本法人の11年の活動の概要を報告させて頂くこととする。

1998年(平成10年)3月の特定非営利活動促進法制定から4年後、三重県青山町(現・伊賀市)の自分自身のアトリエを法人事務所として提供し、芸術文化の様々な制作活動を共に楽しみながら地域貢献、街づくり、人材育成を行うことを目的に2002年5月特定非営利活動法人Arts Planet Plan from IGAを設立登記した。「ものづくり、まちづくり、ひとづくり」がミッションである。当時の青山町で最初に設立されたNPO法人であった。当時も今も、芸術系NPO法人のNPO全体に占める割合は少ない。設立趣旨や活動目的等の詳しいことは学会通信No.49の17～19ページ(<http://www.artedu.jp/tusin/>)や本法人のHP(<http://www.appfi.org/>)をご覧ください。会員数は、約60名である。設立以来、内訳は変動したが、ほぼこの数字が維持されている。会員の居住地は、地元の伊賀市、名張市をはじめとする三重県内の方が約3分の1、大阪、京都、奈良、滋賀、兵庫、愛知など近隣の府県の方が約3分の2である。少数ではあるが、神奈川、埼玉、長野など遠隔地の方も若干名おられる。会員の職業は、芸術系大学や高等学校等の美術・工芸教員、デザイナー、木工家、書家など芸術や教育に直接関係ある方々も比較的大勢おられるが、子育てが一段落付いた主婦や定年退職後の方なども多数おられ、その構成分布は多種多様々である。年齢構成は、20歳代前半から70歳代までと幅広い。また、今まで様々な大学から、大きなイベントや定例活動の際に学生ボランティアとして多数の方が参加して下さったが、卒業後、会員になって下さる方もいる。そのような方々によって構成されている。

活動拠点は、伊賀市の中でも南部に位置し、中山間地域である。目の前には国道165号が通っており、近鉄大阪線の「西青山」駅が徒歩3分の場所にあり、都会で言えば、駅前の一等地になるが、猪や鹿がアトリエ内の畑の作物等を食べにくる環境でもある。近隣では猿の害も発

生しており、獣害対策が重要施策になっている。また、杉や桧の山林には竹林が増えている。当然のことながら、耕作放棄地も多い。近隣の農家の方々は、獣害対策の

ゲージに囲まれた農地で、米や野菜を栽培されている。地域の年齢構成は、20代以下の世代が少なく65歳以上の方の比率が高い地域である。6月中旬には蛍が乱舞する、そのような地域環境の中に本法人は存在している。

設立の理由は、紙面の都合で詳細は割愛するが、学校教育の現場で美術・工芸教育を実践してきて、学校での美術・工芸教育を大切にするには、その周囲の活動にも目を向けていかなければならないのではないかと考えたからである。そのことを考えだした根拠は、語ると長くなるので、ここでは省略する。

活動の主なものは、会員はじめ地域住民の方々を中心とした一般の方への造形活動等の機会を提供するものと運営の仕事に分かれる。

ものづくりを提供するからには、すべて本物(ホンマモン)に拘って実践していこうと考えている。素材も講師もすべて。都会では目にすることや入手することが容易いことやものでも、中山間(ちゅうさんかん：中山間地域のことを指す)では中々そうはいかない。しかし、そんな中山間でも、何処にいても本物を提供することに意義があると考えている。そのことが逆に自然環境を生かし、地域そのものを生かすことに繋がると考えているからであり、本物の地域素材そのもののブラッシュアップにも繋がると確信している。また、様々な意味で「ひと、もの、こと」を通じた都市と山村の交流を図りたいと考えている。その際も、本物の「ひと、もの、こと」でありたいと願っている。

一般に開放している活動には、「実技講習会」、「造形ワークショップ」、「研修旅行」、「『風と土のかたち』展」、「風と土のふれあい芸術祭 - Artist in Residence at



Artist in Residencia at IGAでの制作風景(ファイアーツリー)

IGA-」、自主活動グループ「粘土カフェ」、「庵プロジェクト」等があり、以下にその概要を記載する。

「実技講習会」は、毎年4回開催している。内容は前述したが、伊賀の中山間部でも本物のものづくりを提供することにある。今まで迎えた講師の一例であるが、拭漆の講師として頂いた沢田欣也氏は石川県小松市の沢幸漆店店主兼拭漆の作家、木工旋盤の講師は岐阜県立森林文化アカデミー教員の山口博史氏(当時：現在は在オーストラリア)、パートドヴェール(ガラス鑄造)は大阪市立クラフトパーク指導員でガラス作家の井川彩子氏など、多士済々である。今年は7月の三重県松阪市の松阪木綿手織りセンターでの「松阪木綿手織り体験」を皮切りに、9月に「楽器制作/アンターラ制作と演奏指導」、12月に「バスケットリィ/蔓編み」で、秋の蔓の採取から講習は始まる。2月には「陶芸/煉り込み技法」の4回を計画している。毎年、内容も異なり講師も変わり、それぞれの講師は勿論、各分野の専門家である。

「研修旅行」(1泊2日)は毎年1回開催。今年は「西宮船坂ビエンナーレ」の見学と主催者との意見交換、兵庫陶芸美術館、丹波焼窯元見学、丹波篠山散策を予定している。これまでも、様々なアートイベントの開催地や美術館、学校や作家工房の訪問などを含めた行事を開催してきた。日ごろ、個人では訪ねることが難しい施設などを訪ね、訪問先の方々と交流を図っている。これまで訪れたところの一部を挙げると、神山AiR、大谷焼、鳴門教育大学美術棟(徳島県)、ジョージナカシマ記念館、イサムノグチ庭園美術館、香川県漆芸研究所、直島(香川県)、浜松市秋野不矩美術館(静岡県)、金津創作の森(福井県)、石川県九谷焼美術館、石川県挽物轆轤技術研修所、金沢21世紀美術館(石川県)、井波彫刻総合会館、高岡鋳物工房利三郎、高岡市デザイン・工芸センター(富山県)、愛知県陶磁資料館、瀬戸赤津焼、常滑焼、佐久島(愛知県)、岐阜県立森林文化アカデミー、美濃和紙の里会館(岐阜県)等である。

「造形ワークショップ」は、随時開催の行事であるが、今年は柿渋づくりを計画しており、青柿の収穫、柿の搾汁、酵素散布、攪拌、熟成の工程を予定している。既に京都府南山城村の柿渋製造会社トミヤマを訪問し、事前学習も済ませた。できた柿渋を使って、ツリーハウスや木工芸の塗装、柿渋染め等に活用しようと、今から出来

上がりを楽しみにしている。2005年度には「穴窯づくりに挑戦」を開催した。整地、基礎打ち、木型作成、耐火煉瓦での築窯、覆い屋の建設等、夏休み期間約1週間の合宿で、延べ40



造形ワークショップ：穴窯づくりに挑戦

人程で穴窯を作った。伊賀焼のふるさとの伊賀市民でも窯づくりを経験された方は少ない。そのような中でのWSであったが、大変好評で貴重な体験ができたと仰ってくださいの方が多かった。

「風と土のかたち」展は、廃校になった小学校を会場に毎年開催している展覧会である。定例となった9月のシルバーウィークに実施している。地元で様々なものづくりをされている方々(土)、本法人会員(土や風)、地域外からの参加者(風)の交流と親睦を通じて、新たな「風土」を模索することを目指している。出品者から新たな出品者の紹介や率先して自らマスコミへ告知活動を行う方など、徐々に出品者自らの当事者意識が根付いて来ている。

「風と土のふれあい芸術祭 - Artist in Residence at IGA-」は、今年は開催年ではないが、3年に1回程度開催している事業である。若手、中堅、ベテランの作家を複数名招聘し、地域滞在型公開制作を運営している。過去、2003、2004、2007、2010年にArtist in Residence at IGA(名称は2010年から「風と土のふれあい芸術祭 - Artist in Residence at IGA-」と改称)を4回開催した。地元の一般家庭にホームステイさせて頂き、廃校になった小学校・中学校の校舎や校庭などを制作場所として、40日程地域に滞在し、地域の方々と交流を深めながら制作を公開するプログラムである。

ここまでは、法人事務局のメンバーが内容を検討し準備し、参加者を公募する事業である。

それ以外に、法人の施設などを活用する自主活動グループが二つある。2005年のWS「穴窯づくりに挑戦」で作った薪窯を活用する自主活動グループ「粘土カフェ」は、毎月第3土曜日及び翌日の日曜日に定例化し活動している。また同じ日程で、自主活動グループ「庵プロジェクト」も法人事務所の環境整備を兼ねてツリーハウスや露天風呂を作ろうと活動を続けている。

このような様々な活動を運営する組織として事務局会議がある。会議は年8回開催しており、他に本職を持った事務局員10名が手弁当で遠隔地から開催月の土曜日午後に参加している。会議は自主活動の日とも重ねており、何人かは翌日の活動にも加わる。様々な活動業務を分担し運営して頂いている。広報誌「アトリエニュース」は年4回季刊で発行し、ホームページも設立当初から開設し、随時更新している。全体の総会は毎年1回開催。あと、地元との連絡協議が年間数回開催している程度である。

大きなイベントには助成金申請をしていた時もあるが、今は極力助成金頼りの運営にならないように、地に足がついた活動を心掛けている。5大紙等のマスコミ、ケーブルテレビ、地域FM等への露出の機会も増えてきた。「継続は力なり」であるが、マンネリにならないように気を付けながら、新しい楽しみを探しつつ、実践に軸足を置いた活動を続けていこうと考えている。

「探究の楽しさ」が駆動する学びと授業づくり — 感じたままに風をとらえて — の実践より

小泉薫（お茶の水女子大学附属中学校）



はじめに

美術科における創造活動とは、生徒一人ひとりが自分の心情や考えを生き生きとイメージすることや、それらを基に主題を設定し、形や色彩、材料などで造形的に具体化する表現活動と、造形的に表現されたものを視覚的に捉え、そのよさや美しさ、作者の心情や考えなどを感じ取り味わう鑑賞活動から成り立っている。この創造活動を中心とする美術科の学習そのものが探究的な活動であると考えている。

1. 「探究の楽しさ」を通して深める美術科の学び

美術科における基礎基本とは、学習指導要領に示されている内容のことであると捉えることができるが、表現においては「イメージを操作し具体的な表現につなげていく力」、鑑賞では「自分の考えを持ち批評する力」を本校の美術科の学びの核として大切にしている。つまり、美術の学習を通して、感性と創造性を磨き、自分の表現したいことや思いを他者に伝えられるようにすることである。

2. 「探究の楽しさ」を引き出す工夫

(1) 学びの広がり意識した題材配列

授業時数が週1時間の教科としては、1年から3年までの題材を関連づけ、学んできたことが広がりや深まりをもって、より高次元の段階の学びにつながっていくように配慮している。その為には中学校だけで完結するのではなく、小学校の図画工作科や高等学校の芸術科（美術・工芸）との連携を考えた、題材配列やカリキュラムづくりを行っている。（本校研究紀要「アート・美術科— 学びの概要」より、2007年）

(2) 具体的な指導から — 導入時の工夫 —

導入時の発想を引き出す工夫として、参考作品の取り扱い方や、生徒への発問の仕方（場面）や内容に重点をおいている。これは導入時の動機付けがその後の制作活動に大きく影響する為である。

3. 実践事例より

(1) 単元名：2年「感じたままに風をとらえて」

[領域：A表現（1）（3）B鑑賞]8時間

(2) 単元のねらい

[目標] 自然の表情から感じ取ったことをもとに表現の構想を練り、形や色、材料などを工夫し立体に表す。

①イメージしたことを形や色彩、材料や造形的な表現方法を考えて制作の構想を練る。

②イメージしたことを感じとれるように、表現意図に応じた材料や用具を選択し、創意工夫して表現する。

③作品から造形的なよさや美しさ、作者の思い表現意図を感じ取り、自分の考えを持つことできる。

[共通事項]について

形や色彩、材料の性質やそれらがもたらす感情を生かしながら、自分がイメージした風の構想を練る。

□導入時の工夫

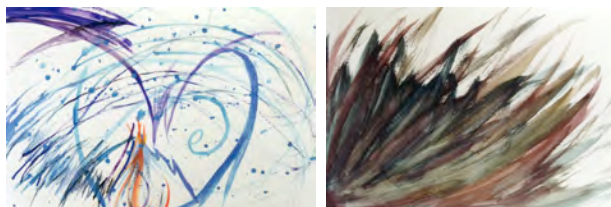
— 風をイメージするための導入のポイント —

制作のイメージをふくらませるためには、風というものを経験する方法で感じ取らせる必要がある。目で見ることのできない風を、画像や映像資料などで視覚的に捉えさせる工夫や、音や言葉で表現することによって、風から受けるイメージの具体化を図ることが大切である。自分のイメージした風を、形や色彩で表現できるように、ワークシートを活用して、表現の主題を明確にさせたい。

□デザインの構想の場面での工夫

— ワークシートやアイデアスケッチの活用ポイント —

イメージしたことを具体的な表現として形にしていこうと、ワークシートなどを使ってアイデアスケッチを描くというプロセスは、絵や図で直ぐに表現できる生徒はよいが、作品のアイデアが浮かびにくい生徒にとってはアイデアスケッチそのものが制作するうえで足かせとなる場合が多い。そこで漠然としたイメージの具体化を図るために、アイデアスケッチの前段階として色鉛筆や絵の具などの描画材で自由に表現（イメージスケッチ）させることも一つの方法である。このようなプロセスを繰り返していくことで、アイデアスケッチに対しての抵抗感を減らし、感じたことを具体的な作品のイメージへとつなげて考えられるようになるのである。



色鉛筆や絵の具によるイメージスケッチ

(3)本単元での「探究の楽しさ」を感じさせるための工夫について

①課題決定までの取り組み

(発話・ワークシートの記述・観察から)

自然の表情から感じとったことをもとに表現の構想を練り、形や色彩、材料のなどを工夫して立体に表現する題材である。目ではっきりと見るのできない風を、造形的な表現として表すためには、自分が表現したい風をイメージし、表現する主題を生み出すことが大切である。風などの自然現象をもとに造形的な表現に結びつけていくためには、導入段階で表現したい風のイメージをしっかりと持たせることが必要となる。目に見えない風から発想を広げるために、風の音、風の役割など風という存在を様々な視点から捉えさせることが必要となる。イメージしたことを言葉や絵画的表現などによって具現化し、学習のねらいを理解したうえで制作に取り組みせるのである。また、制作するイメージが、湧かない思いつかない生徒については、自分のイメージした風がどのような風なのかを聞き取りながら、その風の吹き方のイメージに合った動き方をするものにはどのようなものがあるか具体的な形をイメージできるものから考えさせることが必要となる。

②課題追求の場面での働きかけ(発話・観察から)

アイデアが纏まり、構想したことをもとに自分の表現意図に合う表現方法を工夫し改善しながら制作を進める学習場面では、構想したことを作品に表現するための材料や用具の選択が重要な要素となる。様々な材料の中から適した材料を選択することや、加工するための用具の使い方が習得できないために思うような表現ができないなど、この段階で躓いてしまうことも多い。試行錯誤を繰り返し目標達成に向けて改善を加えながら制作を進めさせていくためには、生徒一人ひとりの制作状況を観察し、教師の発問によって生徒自身に考えさせていくような教師の支援が必要となる。例えば接着剤の場面では材料によっては選択する接着剤を間違えてしまうと、材料同士が思ったように固定されず、技術的な面での躓きによって構想が崩れてしまうことに繋がりがかねない。そこで教師は試行錯誤や創意工夫できる場面を意図的につくり出していかなければならないと考える。

③制作のポイント(材料の選択から表現方法について)

制作に使う材料は、できるだけ生徒の希望に添ったものを用意したいが、予算的な問題もあるので、すべてが自由というわけにはいかない。そこで、いくつかの材料をもとに制作させることも発想を広げる一つの手立てとなる。限られた材料を活用し創意工夫させることで、表現の幅を広げさせることができる。

それぞれのイメージに合わせた表現活動のため、教師は生徒の様々な活動に対応していかなければならない。そのため、アイデアスケッチの段階



で、材料の選択から表現方法などについて、しっかりと指導助言をしておくことが大切である。

作品の制作にあたって、動く仕組みなどがある場合、模型などであらかじめ実験をしておくことで、制作をスムーズに進めることができる。

④表現と省察

ワークシートの「初夏に吹く心地よい風のイメージを出すための葉っぱの表現をどうするか?」という記述から、イメージをより具体化していくための手だてとして、教師の発問が重要になってくる。

[発問の例]

Teacher: 「初夏のイメージは?どのような風?」

Student: 「えーっと、高原の心地よい爽やかな風のイメージ」

T: 「材料は?」

S: 「透明感を感じる素材。透き通っているものがない」

T: 「どんな材料が考えられる?」

というように、生徒のイメージを引き出しながら具体的な材料や表現方法につなげていくことができる。その他にも、ストローを使って枝の一本一本が動くように工夫したが、塗装したことで回転が悪くなったため困っている生徒は、教師の発問を通して試行錯誤を繰り返し取り組むなかで、ビーズを挟み込む工夫に辿り着き摩擦が減少しスムーズに回転させることが出来るようになった。

まとめの段階である鑑賞会では、自分自身の活動を振り返ることや、他者の見方や感じ方、考えなどを知ることによって、次の学びのステップとして学習を深めていくことにつながる。

⑤鑑賞会(相互評価と鑑賞のポイント)

鑑賞会で制作した作品を相互に鑑賞することは、自分の制作活動を振り返ることにつながると同時に、友達の作品を批評的な視点で鑑賞することで、自分には無い発想や表現の工夫などを見つけることのできる場でもある。ただ単に、よかった悪かったという評価ではなく、しっかりとした価値意識を持って作品を批評することで、鑑賞の視点の幅が広がり、次の制作へとつなげていくことにつながる。

鑑賞会後には作品を展示し、他のクラスの生徒にも鑑賞する機会をもてるようにすることも大切である。

(4)実践を終えて

週1時間という限られた時間の中で週2時間の頃と同じような学習の質を保ちながら、生徒自身が「探究する楽しさ」を見いだすことができるようにしていくためには、これまでの取り組みに加え、生徒同士が同じ目線の中からお互いに刺激しあえるような場面を意図的に設定していくことも必要となる。アイデアや制作に行き詰まったときなど、友達との会話の中から表現のヒントが生まれ、制作を続けていく力となることも少なくない。教師-生徒間だけでなく、生徒-生徒間のコミュニケーションを土台に、「探究する楽しさ」が駆動する美術科の学びや授業づくりに今後も取り組んでいきたい。

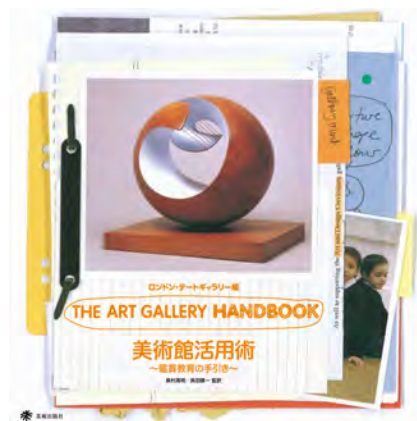
THE ART GALLERY HANDBOOK

美術館活用術～鑑賞教育の手引き～

ロンドン・テートギャラリー編

奥村高明／長田謙一 監訳

大橋 功 (岡山大学)



最初に手に取って、パラパラとページをめくってみると、誰かが手書きで書き込んだような文字や下線が目止まる。この翻訳本を出版するに当たり、装丁や構成などに関して、原書のイメージを可能な限り忠実に継承するよう求められたと聞いていたが、なるほど、デザインや構成のアイデアは、その内容を確実且つ効果的に伝える上で欠かすことのできないものであることがわかる。

本書は、テート美術館のミッションである人々の知識、理解、鑑賞力を高めるための一環として重視する学校との連携のために、学校の先生をサポートするための手引きとして企画されたものである。「美術館の中で先生方が取り組みを進める為の実践的な示唆を提供するのはもちろんのこと、それと同様に、視覚芸術に関する疑問を呼び起こし、視覚芸術についての議論を巻き起こす刺激となることも意図しているのです。」(はじめに)と述べられているように、PART Iでは、「伝統的な美術」を読み解くために必要とされてきた知識や方法だけでは、現代美術も含めて視覚芸術とは何か、アーティストとは何者か、さらには美術館とは何かということを理解するには限界があることに言及し、少なからぬ教師が、いまだに「伝統的な美術」観にとらわれているという実態を見過ごさず、視覚芸術の鑑賞指導者としての専門職能開発の視点が明快に示されている。

PART IIでは、テート美術館において実践的にその教育的効果が実証されてきた美術館を鑑賞学習にいかすための具体的な活動やツールが提示されている。ここでも「作品には、見る人ごとに作り出され複数化(マルチプル)された解釈があり得るという考えは、作品には一つの「動かぬ」意味が存在するという伝統的な考えに取って代わるようになった。」(PART II, 第5章アートへの扉)と述べられている。鑑賞活動は、作品を見ることから特定の「正解」があるかのように導くようなものではなく「一人ひとりの生活経験を活かしながら反省し、また疑

問を抱き、そのことを通して判断の技能(スキル)を学び磨いていく」ものなのでなければならない。このような鑑賞学習の過程を効果的に導く一助として示されているのが「私(personal)」、「対象(モノ object)」、「主題(subject)」、「文脈(context)」という四つの枠組みで構成される「アートへの扉」である。

さらに第7章「構造化されたアプローチ」、第8章「美術館での活動とリソース」では、美術館での学習をより学習者にとって有意義なものとするための具体的なかつ効果的な方法が提案されている。「対話が、遊戯的学習(ルーディック・ラーニング)ないし遊びをベースにした学習(プレイベースド・ラーニング)の備える自由さを活かしながら、子どもたちの意味生成の営みを支えていくことになる」と述べられている。これまでアートゲームや対話による鑑賞活動を取り入れたり、協働的な学習活動が関係性の中で能動的に学びをひらいていくことに大きな効果をもたらすことを経験したりしていれば、これらの「構造化されたアプローチ」の教育的意義が理解できるだろう。

とりわけ第8章では「自立した研究者としての子ども」に対する「ファシリテーターとしての教師」により「初発の反応」に始まり「批判的・批評的な分析」へと至るプロセスのあらゆる段階において活用できる活動(アクティビティ)ベースのアプローチが5つのカテゴリーに整理されて具体的に示される。

私たちが美術館を活用した鑑賞学習に取り組もうとする時、本書に示される活動(アクティビティ)ベースのアプローチなどは即役立つことであろう。しかし最も大切なことは、これらのアプローチが、能動的な学びへと子どもたちを導くアイデア(仕掛け)に溢れている点である。この点にこそ、本書を日本に紹介したいと考えた翻訳チームの主眼があるように思える。

美術出版社 3,500円+税 ISBN978-4-568-50490-3

本部事務局よりお知らせ



Photo by (c)Tomo.Yun http://www.yunphoto.net

会費納入 担当：新井（明治学院大学）

■ 納入期限

7月31日（新入会員は入会時）となっております（美術科教育学会細則第四章第12条）。未納の方は、至急納入をお願いいたします。

■ 納入金額

未納分がある場合、学会通信送付時の封筒宛名ラベルに、納入金額を示してあります。

■ 振り込み先

*銀行名：ゆうちょ銀行
 *口座番号：00190-9-727534
 *口座名称：美術科教育学会本部事務局
 *年会費：正会員 8,000円 賛助会員 20,000円
 *通信欄：「2011年度会費」等、会費の年度を記入。
 他行からゆうちょ銀行に振り込まれる場合は、下記の内容を指定してください。

*店名（店番）：〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）

*預金種目：当座 *口座番号：0727534

■ ご注意

*学会誌への投稿及び学会での口頭発表に際しては、申込みの時点で「① 会員登録をしていること」「② 当該年度までの年会費を納入済みであること」の二つの条件を満たしている必要があります。

*会費を2年間滞納した場合は、会員資格を失います。

会員登録 担当：石崎（筑波大学）

■ 入会申し込み

入会を希望される方は、学会ウェブサイトより入会申込書をダウンロードしてご記入の上、事務局（担当：石崎）あて郵送してください。入会には、会員一名の推薦（署名捺印）が必要です。入会資格認定の後、事務局より年会費を請求します。会費の払い込みをもって入会となります。

■ 住所・所属等変更、退会手続き

ご住所、ご所属先等に変更のあった方は、すみやかに事務局（担当：石崎）までご連絡ください。退会を希望される場合は、電子メールではなく、必ず文書（退会希望日を明記してください）を郵送にてお送りください。あわせて在籍最終年度までの会費納入完了をお願いします。

■ 新入会員

2012年3月26日から2012年8月27日までに入会申込書が受理されて、理事会で正会員として承認された方は下記の通りです。

（受付順） 門脇郁実、三政洋一、山田敦子、水上悦子、向角典倫、菖蒲澤侑、北野諒、高橋承一、西公美、岡田温子、輿水愛子、川村高弘、石田陽介、杉本覚、金井則夫、池永真義、渡邊貴之

学会通信 担当：直江（筑波大学）

会員の皆様からの原稿を随時募集します。締め切り日の約一か月前には内容を決定しますので、掲載ご希望の際は、お早めに学会通信担当までお知らせください。

内容決定	原稿締切	発行
4月1日	5月10日	6月中旬
8月1日	9月10日	10月中旬
12月1日	1月10日	2月中旬

ウェブ・広報 担当：大泉（横浜国立大学）

学会ウェブサイト、ならびに学会から社会への発信について、お問い合わせやご意見等がありましたら、ウェブ・広報担当へお寄せください。

美術科教育学会本部事務局

■ 代表理事 金子一夫

kaneko@mx.ibaraki.ac.jp TEL 029-228-8256 〒310-8512 茨城県水戸市文京2-1-1 茨城大学 教育学部

■ 総務担当副代表理事 新井哲夫

tarai@psy.meijigakuin.ac.jp TEL 03-5421-5311 〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37 明治学院大学 心理学部

■ 会員登録 石崎和宏

ishizaki@geijutsu.tsukuba.ac.jp TEL 029-853-2707

■ 学会通信 直江俊雄

naoe@geijutsu.tsukuba.ac.jp TEL 029-853-2821

■ ウェブ・広報 大泉義一

oizumi@ynu.ac.jp TEL 045-339-3453 〒240-8502 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-2 横浜国立大学 教育人間科学部

www.artedu.jp